

中間前金払制度の概要

1 趣旨

市では、厳しい経営環境下に置かれている建設業への円滑な資金供給策の一つとして、中間前金払制度を導入しますので、ご活用ください。

2 中間前金払制度の内容

既に前払金（請負金額の4割）を支出した工事について、次の要件を満たしている場合に、保証事業会社の保証を条件に請負金額の2割を追加して支払う前金払制度の事です。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事が行われていること。
- (3) 当該工事の進ちょく額が、請負金額の2分の1以上の額に相当していること。

3 中間前金払制度の対象工事

請負金額が300万円以上の土木建築に関する工事で、既に当初の前金払いがなされている工事を対象とします。

4 中間前金払の割合

請負金額の2割を超えない範囲内とします。ただし、当初の前金払と合計して6割を超えない範囲とします。

5 適用年月日

平成21年10月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知をする建設工事から適用します。

中間前金払事務の流れ

